

島原市安全・安心まちづくり防犯指針

制定 平成18年3月31日

改正 平成20年3月31日

指針策定の趣旨

近年全国的に犯罪が増加している。特に、青少年が起こすあるいは犠牲となる事件、高齢者を標的とした詐欺事件など、本市においても、暮らしの安全・安心に対する不安が強く聞かれるようになっている。

従前、身近な犯罪や少年犯罪を防ぐためには、警察による取締りや警戒活動が主体であったが、それに加え、関係機関や地域と連携した活動が、こうした犯罪を防いでいくためには必要不可欠となってきている。

そのためには、行政の立場から犯罪をなくす努力をしていく必要があることはもちろんのこと、市民一人ひとりが自ら犯罪にあわないように注意を払うとともに、身近で犯罪が起きることがないように周囲の環境を見直していくことも一層大切になっている。

長崎県においては、長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例を制定し、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進している。

本市としても、これに沿って各種防犯活動に努めることはもとより、市民の防犯意識の高揚を図り、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯のための施策や目標を明らかにし、市、市民及び関係団体などが、それぞれに犯罪のない安全・安心なまちづくりに取り組むことを目的として、「島原市安全・安心まちづくり防犯指針」を策定するものである。

1 環境づくり

「犯罪にあいにくい、犯罪を起こさせにくい」環境整備をすすめる。

(1) 住環境の防犯対策

住環境は市民の日常生活の根幹をなすもので、防犯に配慮した生活空間を整備することは、最も身近な安全・安心の対策である。

なかでも、共同住宅の共用部分については不特定の人々が訪れることが想定されることから、犯罪に遭いにくくする環境整備を図るものである。

- ア 樹木の適正な配置、定期的な剪定、共用廊下や玄関等に死角となる物を置かない等、共同住宅の死角をなくするための措置について、入居者に協力を求め、見通しの確保に努める。
- イ 市営住宅入居者から暴力団員を排除する。(島原市営住宅条例)

(2) 道路・公園等の防犯対策

道路・公園等は、公共の場所として不特定多数の人が利用しているもので、いつでも誰でも犯罪に遭ってしまう可能性がある。その一方、環境整備の工夫により機能性や快適性を損なうことなく、防犯性を高めることもできる。

よって、犯罪の誘発要因を除去して、より安全で快適な環境づくりを目指すものである。

- ア 歩行者の安全を確保し、ひったくり等の犯罪を未然に防止するよう努める。
- イ 街路樹や公園の樹木を剪定するとともに、道路や公園の見通しを確保し、周辺を明るくするなど、犯罪の発生しにくい環境づくりに努める。

(3) 公共施設の防犯対策

公共施設には各種行政資料や市民の個人情報なども保管されており、ひとたび犯罪に遭うことがあれば、その影響ははかりしれないものがある。

公共施設の防犯対策は、行政の信頼性を保つための重要課題として取り組むものである。

- ア 庁舎、福祉施設、観光施設、保健施設、文化施設、体育施設等の公共施設については、随時防犯に関する安全点検を実施し、犯罪発生時の対策について対応の明確化に努めるなど、安全対策を図る。
- イ 庁舎における窃盗や行政対象暴力を防ぐため、防犯器具の設置、閉庁時の登退庁の確実な把握、防犯講習・訓練を実施し、安全の確保を図る。

(4) 学校・幼稚園・保育園等の防犯対策

学校・幼稚園・保育園等は、豊かな人間性を育む教育や子育ての場であ

ると同時に、児童生徒等が一日の大半を過ごす生活の場でもあり、児童生徒等の健康と安全に十分留意する必要がある。

学校・幼稚園・保育園等における児童生徒等の安全を確保するために、不審者の侵入を抑止することに努め、万が一不審者が侵入した場合に児童生徒等の安全確保のために即応できる対策を講じるものである。

- ア 幼稚園、保育園、児童館においては、来訪者の入退所の確実な確認や園内の巡視及び防犯設備等の充実に努める。
- イ 小中学校においては、緊急通報装置を活用した訓練を実施し、緊急事態に対し適切に対応できるよう努める。
- ウ 小中学校においては、長崎県教育委員会が定めた「学校における安全管理の手引」に沿って安全への万全の配慮をするとともに、安全点検などを計画的に実施する。
- エ 全小学校の全ての出入り口にＩＣタグリーダーとWEBカメラを設置し、ＩＣタグを持たせた１、２年生の登下校状況をＩＣタグの読み取りと画像情報で確認できる「地域児童見守りシステム」を運用し、１、２年生児童の登下校情報の把握を行う。

2 地域づくり

市と関係団体、防犯組織等の緊密な連携のもと、活発な防犯運動を展開し、犯罪のない地域づくりをすすめる。

(1) 地域の防犯・安全活動の推進

地域の防犯・安全活動を推進し、地域の防犯力を高め、犯罪を未然に防ぎ安全で安心できるまちづくりを実現するためには、地域の防犯意識を高めていくことが大切である。

日頃からの防犯活動、地域安全活動は、地域の防犯に対する意識の高さを示すものでもあり、地域で活動に取り組むことにより、地域住民が犯罪に遭う可能性を減らすことを目指すものである。

- ア 町内会・自治会活動を支援することなどにより地域の連帯力の向上に努める。
- イ 青色回転灯を装備した防犯パトロールを実施し、犯罪防止と防犯意識の

高揚に努める。

- ウ 広馬場交番跡を「地域安全安心ステーション」として整備し、地域の自主的な防犯活動のために活用する。
- エ 青少年の溜まり場となるような場所にあっては、人通りが少なくなる夜間帯を中心に、警察によるパトロールを依頼するなど、犯罪の防止に努める。
- オ 商店街空き店舗については、犯罪や非行に使われることがないよう、商店街連盟等の団体へ協力を依頼することにより、犯罪の防止に努める。
- カ 観光客の防犯対策については、観光協会・旅館組合等の関係機関へ協力を要請することにより、犯罪の防止に努める。
- キ イベントの開催時には警備員を配置することなどにより、犯罪の防止に努める。
- ク 島原地区暴力追放運動推進協議会と連携し、暴力団排除・非行防止街頭キャンペーンなどを実施し、防犯意識の高揚を図る。
- ケ 島原市防犯協会と連携し、年末年始防犯・交通安全キャンペーンを実施し、防犯意識の高揚を図る。

(2) 子どもを犯罪等から守る取り組みの推進

昨今の防犯に係る最大の課題は、幼い子どもたちを狙った犯罪をいかに未然に防ぐかということにある。

子どもの安全を確保するためには、市、学校、警察だけではなく、家庭、地域、ボランティア団体等と一体となった地域ぐるみで子どもを守る活動が必要であり、このことは、子どもを犯罪から守るだけではなく、非行防止にも効果を発揮するものである。

- ア 子どもに対する不審車両からの声かけ事案、子どもが犠牲となる凶悪事件を未然に防ぐため、地域の関係団体の協力を得て、「子どもを守るパトロール」を実施する。
- イ 児童の下校時の安全確保のため、地域の関係団体の協力を得て、「お散歩パトロール」を実施する。
- ウ 学校と子どもの安全対策等について、学校、地域団体等が協議する場を設け、子どもを取り巻く環境の安全を図る。
- エ 家庭、学校、地域の連携を強化し、地域の教育力の向上に取り組むとともに、大人自身が青少年の手本となるような行動を示すなど、「島原市ココロねっこ運動」の更なる推進を図る。

- オ 地域における青少年団体の指導者や育成者などの人材育成を支援するとともに、相談機能の充実や活動情報の提供に努める。
- カ 学校(児童・生徒)、PTA、地域関係者が一体となり、児童・生徒の目線に立った通学路を中心とした安全マップを作成し活用する。
- キ 社会体育活動や公民館活動など、子どもが余暇時間を自由に過ごせる「居場所」を地域の協力を得ながら確保し、青少年の健全育成に努める。
- ク 子ども 110 番の家と学校との連携を図り、児童、生徒の安全確保に努める。

3 意識づくり

犯罪から身を守る心構えの啓発や安全情報の提供などを行い、市民の自主的な防犯意識の向上を図る。

(1) 市民の防犯意識づくり

犯罪を減らすためには、市民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪の被害に遭わないように注意して行動するとともに、地域の問題に当事者意識を持ち、犯罪の芽を未然に摘むことが最も効果的である。

そのためには、市、警察、防犯団体等による防犯の活動を市民に周知し、市民一人ひとりが情報を共有することにより、市民自らの力で安全・安心に取り組むことができるための一助とするものである。

- ア 広報誌、ホームページなどにより、市民に犯罪・防犯情報を積極的に提供し、防犯意識の高揚を図る。
- イ 子どもや高齢者、障害者等を犯罪から守るため、地域や関係機関の協力を得て、防犯に関する助言や情報提供を行い、防犯意識の向上を図る。
- ウ 島原市防犯協会が発行する「生活安全ニュース」を町内会・自治会へ配布し、防犯情報の周知に努める。

(2) 学校・幼稚園・保育園等の防犯意識づくり

子どもは犯罪に対して無防備であり、また自らの身を守る能力がなかったり不足していたりすることが多い。

子どもを狙う犯罪から自分自身を守るための指導を行い、併せて防犯意識を高めることにより、子どもの安全・安心を図るものである。

- ア 学校・幼稚園・保育園等において、防犯に対する訓練を実施し、意識の高揚を図る。
- イ 学校における児童・生徒の安全を確保するために、長崎県教育委員会が策定した「学校における安全管理の手引」に基づき安全教育などを実施する。
- ウ 地域や関係機関等と連携して安全教育を推進し、児童・生徒の健全育成を図る。